

女性活躍推進法に基づく行動計画書

より多くの女性職員が家庭と仕事の調和を図りその能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

- 1 . < 計画期間 >
平成 2 8 年 4 月 1 日 ~ 平成 3 3 年 3 月 3 1 日までの 5 年間
- 2 . < 当院の課題 >
有給休暇の取得において個人・部門毎の偏りがある
- 3 . < 目標 >
有給休暇の取得について、1 人当たり 5 日以上取得、すべての部門において取得率 4 0 % 以上、全体の取得率 7 0 % を目標とする。
- 4 . < 取組内容 >
平成 2 8 年 4 月 ~
衛生委員会において年 2 回取得状況の確認を行い、取得率の低い部門に啓発を行い対策を検討する。